

## 船橋市地域まちづくりアドバイザー登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市地域まちづくり活動支援制度要綱により派遣される地域まちづくりアドバイザーの業務、登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域まちづくりアドバイザーの業務)

第2条 地域まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域まちづくり活動に関する組織の設立に関すること。
- (2) 地域まちづくり活動に関する制度、手法の紹介に関すること。
- (3) 地域まちづくり活動の進め方に関する助言及び指導に関すること。
- (4) 地域まちづくり計画の素案の策定補助等の業務に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(登録の資格)

第3条 アドバイザーの業務を行おうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 アドバイザーの登録を受けることができる者は、地域まちづくり活動に自ら積極的に関わろうとする者で、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表1の項に掲げる専門分野のうちいずれかにおいて5年以上の専門研究又は実務の経験を有する者
- (2) 別表2の項に掲げるいずれかの専門資格を有する者
- (3) 別表3の項に掲げる活動内容において、豊富な知識及び実績を有すると市長が認める者

(登録の申請等)

第4条 アドバイザーとして登録を受けようとする者は、地域まちづくりアドバイザー登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (2) 地域まちづくりアドバイザー経歴書（第2号様式）
- (3) 地域まちづくりアドバイザー登録者票（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、地域まちづくりアドバイザー登録可否決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、アドバイザーの登録の決定を行ったときは、第1項第3号に規定する地域まちづくりアドバイザー登録者票を、第11条に規定する担当窓口において一般の閲覧に供するものとする。

(登録の有効期間等)

第5条 アドバイザーの登録の有効期間は、登録を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、アドバイザーが引き続き登録を希望するときは、登録の更新をすることができる。この場合において、アドバイザーの登録の更新をしようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の30日前までに、地域まちづくりアドバイザー登録更新申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 地域まちづくりアドバイザー経歴書
- (2) 地域まちづくりアドバイザー登録者票
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録の更新の可否を決定し、地域まちづくりアドバイザー登録更新可否決定通知書(第6号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定により更新を行ったときの登録の有効期間は、更新の日から3年間とする。

(変更等の届出)

第6条 アドバイザーは、第4条第1項若しくは第5条第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたとき又はその登録を廃止しようとするときは、地域まちづくりアドバイザー登録変更等届出書(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 市長は、アドバイザーがこの要領の規定に違反したとき又はアドバイザーとして適当でないと認めたときは、当該アドバイザーに係る登録を抹消し、地域まちづくりアドバイザー登録抹消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(業務報告)

第8条 アドバイザーは、派遣された日から10日以内に地域まちづくりアドバイザー業務報告書(第9号様式)に当該派遣日に配布した資料等を添付して市長に報告しなければならない。

(禁止事項)

第9条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を一切他に漏らしてはならない。アドバイザーの職を退いた後も、同様とする。

2 アドバイザーは、その業務において、特定の宗教、政治又は営利目的の行為を行ってはならない。

(報酬)

第10条 アドバイザーへの報酬は、1回の派遣につき30,000円とする。

(担当窓口)

第11条 この要領に定める事項についての事務は、建設局都市計画部都市計画課まちづくり支援室が行う。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(地域まちづくりアドバイザー登録要綱の廃止)

2 地域まちづくりアドバイザー登録要綱は、廃止する。

別表 アドバイザー登録要件

1 専門分野	(1) 都市計画、地域計画 (2) 都市整備、都市開発 (3) 土地利用計画 (4) 景観デザイン (5) 建築計画 (6) 建築意匠 (7) 建築構造
2 専門資格	(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門「都市及び地方計画」） (2) 建築士法（昭和25年法律第100号）による建築士免許（一級建築士） (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第109号）による土地区画整理士
3 活動内容	(1) 船橋市地域まちづくり活動支援制度要綱第2条第1項第3号に規定する地域まちづくり活動を行う組織の立ち上げや運営 (2) ワークショップ等による市民意見集約や市民活動